

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

個人・世帯の方へ①

天白区版

給付

全 て の 方 へ

特 別 定 額 給 付 金

一律1人当たり10万円を給付

名古屋市特別定額給付金コールセンター TEL:050-3085-7656

解 雇 等 に よ り
住 宅 を 失 っ た
(失う恐れのある)方へ

住 居 確 保 給 付 金

住宅を失っている方又は住宅を失うおそれのある方を対象として、賃貸住宅の家賃を支給

名古屋市仕事・暮らしサポートセンター-金山 TEL:052-684-8131

市 営 住 宅 の 提 供

解雇等により住宅の確保が困難となった方に対して、市営住宅を提供(有償)

名古屋市住宅供給公社管理課 TEL:052-523-3875

就 学 援 助

市立小中学校又は国立小中学校へ就学させるのにお困りの方に、給食費や学用品費などの費用を援助する制度

教育委員会事務局学事課 TEL:052-972-3217

市立高等学校入学料免除・
授 業 料 減 免

市立高等学校の入学料免除または授業料の全額または半額免除

入学・在学する市立高等学校にお問い合わせ下さい。

名古屋のびのび子育てサ
ポート事業利用料の助成

学校等の休業を理由に名古屋のびのび子育てサポート事業を利用した場合に利用料の還付を実施

子ども青少年局子育て支援課 TEL:052-972-3083

援 助

学 校 ・ 保 育 所 へ 通 う
子 ども が い る 方 へ

利用者負担額(保育料)の日
割 り 計 算 に よ る 減 額

保育所等の利用を自粛した保護者に対し保育料の日割り計算による減額を実施

子ども青少年局保育企画室 TEL:052-972-2528

高等教育の修学支援制度

国の家計急変の事由に該当する場合、授業料等減免及び給付型奨学金の申請を受付

日本学生支援機構奨学金
(貸与型奨学金)

日本学生支援機構の定める家計急変の事由に該当する場合に、貸与型奨学金の申請受付

各学校にお問い合わせ下さい。

授 業 料 減 免 制 度

各学校で定める家計急変の事由に該当する場合に、授業料減免の申請受付

全 て の
水 道 利 用 者 の 方 へ

水 道 料 金 の 減 額

水道の基本料金を2か月分免除(水道料金の請求から基本料金の額を差し引く方法で実施するため、申込手続は不要)

上下水道局経営企画課 TEL:052-972-3612

2020年5月15日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

個人・世帯の方へ②

天白区版

貸付

収入が大きく減った方へ

緊急小口資金(特例貸付)

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対し、少額の費用を貸付する制度

総合支援資金(特例貸付)

失業等により日常生活全般に困難を抱える方に対し、生活支援金を貸付する制度

天白区社会福祉協議会
TEL:052-809-5550

期間の延長等

税金の申告・納付が困難な方へ

個人市民税・県民税の申告期限の延長

4月17日以降であっても引き続き申告を受付

納税の猶予制度

給与が大幅に減少した等の事情により市税の納付が困難となった方に対する納税の猶予

金山市税事務所
TEL:052-324-9804

野並出張所 TEL:052-899-3451
(軽自動車税については金山市税事務所
TEL:052-324-9803)

公共料金の支払いが困難な方へ

上下水道料金の支払猶予制度

上下水道料金のお支払いが困難な世帯等に対する支払猶予(状況に応じて最長で令和2年12月末まで)

上下水道局天白サービスステーション
TEL:052-802-7361

住民票、戸籍、マイナンバーに関する手続きをしたい方へ

住民基本台帳(住民票)の届出期間の延長

転入・転居・世帯変更等の住民票の異動手続きについて、異動した日から14日を経過した後も手続きできるよう届出期間を延長

マイナンバーカード交付期間の延長

マイナンバーカードの受取について、当分の間、交付通知書に記載された期限を経過した後も受取できるよう受取期間を延長

電子証明書の更新手続き

電子証明書の更新手続きについて、電子証明書の有効期限経過後も更新手続きが可能

天白区役所市民課
TEL:052-807-3835

郵送請求

郵送による届出

転届は、郵送によることが可能

住民票・戸籍などの証明書の郵送請求

住民票・戸籍などの証明書の請求は、郵送による請求が可能

証明書交付センター
TEL:052-683-9532

2020年5月15日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

天白区版

事業者の方へ①

相談

経営等について
ご相談したい方へ

経営相談

中小企業診断士などの資格を持つマネージャーが、創業、経営など経営について無料の窓口相談を実施(要予約)

名古屋市新事業支援センター
TEL:052-735-0808

金融相談窓口

資金繰り・融資などに関して、専門の相談員が相談を受付

経済局中小企業振興課
TEL:052-735-2000

休業にご協力いただいた
理美容事業者の方へ

理美容事業者への
休業協力金

県が基本的に休止を要請しない施設のうち、自主的に休業した理容事業者・美容事業者に対して、一事業者あたり10万円を交付

理美容事業者休業協力金コールセンター
TEL:052-972-4381

休業協力要請にご協力
いただいた方へ

愛知県・市町村新型
コロナウイルス感染症
対策協力金

愛知県の休業協力要請に応じて、休業や営業時間短縮にご協力いただいた中小企業者等に協力金を交付(一事業者50万円)

名古屋市協力金コールセンター
TEL:052-228-7007

複合商業施設等の休業
方針により休業を余儀
なくされた方へ

ナゴヤ新型コロナウイルス
感染症対策協力金

複合商業施設等の休業方針により、休業を余儀なくされたテナント施設を営む中小企業者等に協力金を交付(一事業者50万円)

経済局新型コロナウイルス感染症
対策プロジェクトチーム(応援金事務局)
TEL:052-265-2102

給付

休業要請対象外施設で
事業を継続されている方へ

ナゴヤ新型コロナウイルス
感染症対策事業継続応援金

県が基本的に休止を要請しない施設のうち、不特定多数の市民と接する事業を継続している施設に対して、一事業者あたり10万円を交付

持続化給付金事業コールセンター
TEL:0120-115-570

自粛により売上げが半減
した方へ

持続化給付金

ひと月の売上が前年同月比で50%減の場合、中小法人等は200万円、個人事業者等は100万円(昨年1年間の売上からの減少分を上限)を給付

従業員へ休んでいただく
方へ

雇用調整助成金(コロナ特例)

事業主が雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
TEL:0120-60-3999
(厚生労働省)

従業員に子どもがいる
方へ

小学校休業等対応助成金

小学校等が休校で労働者が有給休暇取得の場合、1日当たり8,330円を上限に賃金相当額を助成

フリーランスで子どもが
いる方へ

小学校休業等対応助成金

小学校等が休校で休業したフリーランスの方に1日当たり4,100円(定額)を助成

2020年5月15日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

天白区版

事業者の方へ②

融資

資金繰りのため融資を受けたい方へ

セーフティネット保証 4号・5号／危機関連保証	売上高が減少している中小企業者が、資金繰り支援を受けるため、対象中小企業者であることの認定の受付
経営安定資金 (環境適応資金)	経営環境が急激に悪化している中小企業者の資金繰りを支援するため、融資制度の拡充
融資制度にかかる保証料免除	新型コロナウイルス感染症対策の4メニュー(限度額8,000万または1億円)を利用する方に対し、概ね3年間分の信用保証料を免除) ※ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金と併用可能
ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金	実質無利子・無担保・保証料減免・据置最大5年かつ長期借入を低金利とした融資制度(限度額3,000万円) ※融資制度にかかる保証料免除と併用可能
新型コロナウイルス感染症特別貸付	貸付上限:直接貸付3億円(別枠)(中小企業事業) 6千万円(別枠)(国民生活事業) 償還期間:15,20年以内<うち据置期間5年以内> 前年もしくは全前年度同月比で売上が5%以上減少
衛生環境激変対策特別貸付	貸付上限:衛生環境の激変事由ごとに別枠1,000万円 償還期間:7年以内<うち据置期間2年以内> 前年もしくは全前年度同月比で売上が10%以上減少
商工中金・危機対応融資	貸付上限:3億円 償還期間:15,20年以内<うち据置期間5年以内> 前年もしくは全前年度同月比で売上が5%以上減少

経済局中小企業振興課
TEL:052-735-2100

日本政策金融公庫
TEL:0120-154-505

商工組合中央金庫
TEL:0120-542-711

援助

全ての水道利用者の方へ
活動を自粛しているアーティスト等の方へ
民間児童福祉施設や私立幼稚園等の方へ

水道料金の減額	水道の基本料金を2か月分免除(水道料金の請求から基本料金の額を差し引く方法で実施するため、申込手続は不要)
ナゴヤ文化芸術活動緊急支援事業	活動を自粛しているプロのアーティスト等の支援として、ウェブサイトで公開する映像作品を募集し、一人あたり10万円を補助
ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策子ども・子育て事業応援金	開所要請に応じた民間児童福祉施設等及び県の預かり保育等実施要請に応じた私立幼稚園に対し、一施設あたり5万円を交付

上下水道局経営企画課
TEL:052-972-3612

観光文化交流局文化振興室
TEL:052-972-3172

(私学助成の幼稚園)
教育委員会事務局学事課 TEL:052-972-3219
(障害児通所支援事業所)
子ども青少年局子ども福祉課TEL:052-972-2520
(民間保育所等)
保育企画室 TEL:052-972-2524
(学童保育所等)
放課後事業推進室 TEL:052-972-3092

2020年5月15日現在



新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

天白区版

事業者の方へ③



新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

天白区版

その他窓口等

寄附

新型コロナウイルス感染症対策への寄附をお考えの方へ

ナゴヤ新型コロナ対策
でらハートフル基金

新型コロナウイルス感染症対策の推進を目的とした寄附を募集

財政局資金課
TEL:052-972-2308

窓口

外国人の方へ
(がいこくじのかたへ)

外国人市民への多言語
情報発信、相談窓口
(がいこくじのかたへのそ
うだんまどぐち)

名古屋国際センターにおいて、外国人相談窓口を運営し、必要に応じて適切な専門機関を紹介。併せて、ウェブサイト、フェイスブックにて、9言語(日、英、ポ、ス、中、ハ、フィ、ベ、ネ)及び「やさしい日本語」による情報提供を実施。また、区役所・支所とセンターをつなぐタブレット端末によるテレビ電話やトリオフォン(三者通話)による通訳を実施

名古屋国際センター
(なごやくくさいせんたー)
TEL:052-581-0100

還付等

市の施設使用の
取り止め等を行った方へ

施設使用料等の還付

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、施設使用の取り止め・延期を行った場合の施設使用料等の還付

各施設所管課にお問い合わせ下さい。

市の施設を借り受けて
事業を行っている方へ

使用料・貸付料の
支払の猶予

使用料・貸付料の支払が困難である場合、その支払を猶予

各施設所管課にお問い合わせ下さい。

休館期間中の
使用料・貸付料の
減免・還付

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために休館した施設については、休館期間中の使用料・貸付料を減免・還付

各講座担当課にお問い合わせ下さい。

受講予定の講座が
中止になった方へ

講座受講料の還付

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、各講座担当課が講座を中止した場合の受講料の還付

期間の
延長等

防犯カメラ等の補助申
請をお考えの団体へ

防犯カメラ、防犯灯LED化に
対する補助の延長

各種補助を受けるためのエントリー期限を延長

スポーツ市民局地域安全推進課
TEL:052-972-3128

防犯灯電灯料に対する
補助の延長

補助を受けるための申請期限を延長

2020年5月15日現在